

アメリカ合衆国 電子渡航認証システム(ESTA) 申請のためのお伺い書【一般用】

東武トップツアーズ株式会社

◎2009年1月12日以降に、ビザ免除プログラムを利用し米国へ渡航するすべての渡航者は、電子渡航認証システム(ESTA)を申請し、認証を受ける必要があります。

ただし、下記に該当するお客様は、ビザ免除プログラムの利用、電子渡航認証システム(ESTA)の申請はできません。

①2011年3月1日以降に、イラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメン、北朝鮮に渡航または滞在したことがあるお客様。

②2021年1月12日以降に、キューバへ渡航または滞在したことがあるお客様。

③イラン、イラク、スーダン、シリア、北朝鮮、キューバのいずれかの国籍を有する二重国籍のお客様。

◎ご記入はボールペンにてお願い致します。ご記入いただきましたお客様の個人情報は、別紙「個人情報の取扱いについて」に従ってお取扱い致します。

◎申請後、米国国土安全保障省(DHS)より保留・拒否の回答が来場合があります。また、当社による手続は認証を保証するものではありません。

◎入国査証が必要となる方は、ESTAの取得は不要です。

◎グアム/ビザ免除プログラムを利用してグアムに渡航する場合、サイパンに渡航する場合、ESTAの取得は不要です。

◎ESTAの申請をした方は、従来使用していた「I-94W」の記入・提出は不要です。ただし陸路で入国する場合は必要です。

◎ESTA申請のためにパスポートの顔写真のページの画像が必要です。(JPEGの画像データが推奨)

年 月 日作成

◆今までにESTAを申請したことがありますか？	○はい	○いいえ
◆既に申請済みのお客様は右記をご記入ください。	申請番号	有効期限 年 月 日

◆今回のご旅行において、ESTAの申請は？	○ご自分で申請する。	○弊社(東武トップツアーズ)へ代理申請を依頼する。
-----------------------	------------	---------------------------

◆「ご自分で申請する。」をお選びいただいたお客様は、下記にご確認のご署名をお願いいたします。

私(お客様)は、今回の旅行に際し、ESTAの申請を自分で行ないます。 署名: _____ 日付: _____

*「ご自分で申請する」をお選びいただいたお客様は、ESTAを申請後、速やかに「申請番号」及び「有効期間」を、弊社担当者までお知らせください。

団体名				出発日				
フリガナ				ローマ字 (ブロック体)				
氏名								
その他の名前・別名	有	無	有りの場合の名前・別名 (カタカナ又は英字) :					
生年月日	西暦 年 月 日生			国籍				
				現在の居住国				
出生国				出生都市				
両親の氏名 (カタカナ・英字)	父			母				
旅券番号				旅券発行国				
旅券発行日	西暦 年 月 日発行			旅券有効期間満了日	西暦 年 月 日失効			
お持ちの旅券はIC旅券ですか？(表紙にIC旅券のマーク「  」がありますか？)				はい	いいえ			
他の国から渡航用のパスポートまたは国家身分証明書を発給されたことはありますか？				はい	いいえ			
上記の質問が「はい」の場合、右記についてお答えください。				発給国				
				文書の種類	パスポート 国家身分証明書 (いずれか選択)			
				文書番号				
				有効期限				
現在、他の国の市民権・国籍をお持ちですか？				はい (国名: _____)	いいえ			
上記の質問が「はい」の場合、どのような経緯で取得しましたか？				出生による	両親を通じて	帰化	その他 (いずれか選択)	
これまで、他の国の市民権・国籍をお持ちだったことはありますか？				はい (国名: _____)	いいえ			
上記の質問が「はい」の場合、その期間はいつからいつまでですか？				年 月 日 から	年 月 日	まで		
フリガナ								
自宅住所								
電話番号	勤務先・自宅・携帯			Eメールアドレス	勤務先・自宅・携帯			
緊急時連絡先	氏名 (カタカナ・英字)				Eメールアドレス			
	電話番号							
米国への渡航は第三国へ向かうための乗り継ぎですか？				はい	いいえ			
米国内連絡先 (滞在ホテル名等)	名前				電話番号			
	住所							

2011年3月1日以降に、イラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメン、北朝鮮に渡航または滞在したことがありますか？（注1）		はい	いいえ
上記の質問が「はい」の場合、渡航先、渡航日を右欄にお書きください。			
2021年1月12日以降に、キューバへ渡航または滞在したことがありますか？（注1）		はい	いいえ
上記の質問が「はい」の場合、渡航日を右欄にお書きください。			
イラン、イラク、スーダン、シリア、北朝鮮、キューバのいずれかの国籍を有する二重国籍者ですか？（注1）		はい	いいえ
上記の質問が「はい」の場合、その国籍を右欄にお書きください。			
現在雇用されているか、以前に雇用されていたか？		はい	いいえ
勤務先名・雇用者名 （注2）	フリガナ	電話番号	
	名前		
	フリガナ		
	住所		

（注1）該当される方は電子渡航認証システム(ESTA)の申請はできません。渡航歴または該当国籍をご記入の上、速やかに弊社担当者までお申し出ください。
（注2）現在雇用されている場合は、その勤務先の情報を、現在雇用されておらず、以前に雇用されていた場合には、その勤務先情報を記載してください。

学生の場合には学校名とその連絡先を、主婦や無職で以前に雇用されたことが無い場合には、その旨を記載してください。

◎弊社にて、ESTA代理申請をお申し込みの場合には、次の質問、及び記載事項をご確認のうえ、ご署名いただき、弊社担当者までご提出ください。
◎「ESTAを既に申請済みのお客様」につきましても、次の質問、及び記載事項をご一読ください。前回の申請時と比較し、質問に対するお客様のご回答に、相違がある場合には、今回の渡航の際に、渡航が不可となる場合がありますので、速やかに、弊社担当者までお申し出ください。

アメリカ合衆国 電子渡航認証システム(ESTA) 申請のための質問事項		
◆下記のいずれかに該当しますか？（「はい」または「いいえ」でお答えください。下記にチェックをお願いいたします。）		
1. 身体的あるいは精神的な疾患があるか、薬物乱用者あるいは依存者であるか、現在以下に挙げる疾病のいずれかに罹患していますか？ ・コレラ、・ジフテリア、・結核、・感染症、疫病、・天然痘、・黄熱、・重篤な急性呼吸器疾患 ・ウィルス性出血熱(エボラ熱・ラッサ熱・マールブルグ熱・クリミアコンゴ熱を含む)	☐ はい	☐ いいえ
2. あなたはこれまでに、他者または政府当局に対して、所有物に甚大な損害を与えるか重大な危害を加えた結果、逮捕または有罪判決を受けたことがありますか？	☐ はい	☐ いいえ
3. あなたはこれまでに、違法薬物の所持、使用、または流通に関連するいずれの法規に違反したことがありますか？	☐ はい	☐ いいえ
4. あなたはテロ活動、スパイ行為、破壊工作、または集団虐殺に参画しようとしていたり、あるいは参画したことがありますか？	☐ はい	☐ いいえ
5. あなたはこれまでに、あなた自身または他者用のビザを取得するために、あるいは米国に入国するために、詐欺行為または不正代理行為を犯したことはありますか？	☐ はい	☐ いいえ
6. あなたは現時点で米国での就労を模索していますか、または過去に米国政府の許可なく米国で雇用されていたことがありますか？	☐ はい	☐ いいえ
7. あなたはこれまでに、現在使用中あるいは過去に使用していたパスポートを用いて米国ビザを申請した際、否認されたことがありますか、あるいはこれまでに米国への入国を拒否、あるいは米国入国地での入国申請を取り消されたことがありますか？	☐ はい	☐ いいえ
8. あなたはこれまでに、米国政府が許可した滞在許可期間を超過して、米国に滞在したことがありますか？	☐ はい	☐ いいえ
◆上記のいずれかに該当する場合には、「ESTA」の申請が拒否される可能性があります。		

免責事項
◆電子渡航認証システム(ESTA)は法施行機関のデータベースとの照合を行います。ビザ免除プログラムを利用して米国に入国するすべての渡航者は搭乗前にこのシステムからESTAを取得することが義務付けられています。
◆ESTA申請が承認されている場合、渡航資格があることが証明されたこととなりますが、ビザ免除プログラムに基づき米国に入国が認められることを証明するものではありません。米国に到着すると、入国地で税関国境警備局審査官の審査を受けることになりますが、ビザ免除プログラムに基づき、または米国法による何らかの理由で入国拒否と判定されることがあります。
◆ESTAの資格がないと判定されても、渡米のためのビザ申請ができないということではありません。
◆お客様自身、またはお客様に代わる第三者により提供されたすべての情報は、真実、かつ正確なものでなければなりません。ESTAはESTA資格に影響を与えるような新しい情報など、何らかの理由によりいつでも取消されることがあります。お客様自身または代行者により提出された電子渡航認証申請において、故意に重大な偽り、虚偽、または詐欺の供述あるいは表明を行なった場合には、行政処分や刑事処分を受けることがあります。

権利の放棄
◆私(お客様)はESTAで取得した渡航認証の期間中、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申し立てを行なう、あるいは亡命の申請事由を除き、ビザ免除プログラムでの入国申請から生じる除外措置について異議を申し立てる権利を放棄する旨了解いたしました。
◆上記の権利放棄に加え、ビザ免除プログラムに基づく米国への入国の条件として、私(お客様)は、米国に到着時の審査において、生体認証識別(指紋や写真など)を提出することにより、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申し立てを行なう、あるいは亡命の審査事由を除き、ビザ免除プログラムによる入国申請から生じる除外措置について異議を申し立てる権利を放棄することが再認識されるものであることに同意します。

証明
◆私(お客様)は、本お伺い書のすべての質問事項および記載事項を読み、または代読してもらい、本お伺い書のすべての質問事項および記載事項を理解したことを証明します。本お伺い書で記述した回答および内容は、私(お客様)の知る限りまた信じる限りにおいて、真実かつ正確なものです。
署名: _____ 日付: _____